

みそ品質表示基準

制定 平成12年12月19日農林水産省告示第1664号  
改正 平成16年10月7日農林水産省告示第1821号

(趣旨)

第1条 みそ(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
みそ	大豆若しくは大豆及び米、麦等の穀類を蒸煮したものに、米、麦等の穀類を蒸煮してこうじ菌を培養したものを加えたもの又は大豆を蒸煮してこうじ菌を培養したものの若しくはこれに米、麦等の穀類を蒸煮したものを加えたものに食塩を混合し、これを発酵させ、及び熟成させた半固体状のものをいう。
米みそ	大豆(脱脂加工大豆を除く。以下同じ。)を蒸煮したものに、米を蒸煮してこうじ菌を培養したものを(以下「米こうじ」という。)を加えたものに食塩を混合し、これを発酵させ、及び熟成させた半固体状のものをいう。
麦みそ	大豆を蒸煮したものに、大麦又ははだか麦を蒸煮してこうじ菌を培養したものを(以下「麦こうじ」という。)を加えたものに食塩を混合し、これを発酵させ、及び熟成させた半固体状のものをいう。
豆みそ	大豆を蒸煮してこうじ菌を培養したものを(以下「豆こうじ」という。)に食塩を混合し、これを発酵させ、及び熟成させた半固体状のものをいう。
調合みそ	米みそ、麦みそ又は豆みそを混合したもの、米こうじに麦こうじ又は豆こうじを混合したものを使用したもの等米みそ、麦みそ及び豆みそ以外のみそをいう。

(表示の方法)

第3条 名称、原材料名及び内容量の表示に際しては、製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、米みそにあつては「米みそ」と、麦みそにあつては「麦みそ」と、豆みそにあつては「豆みそ」と、調合みそにあつては「調合みそ」と記載すること。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のアからウまでの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれアからウまでに規定するところにより記載すること。

ア 原料は、「大豆」、「米」、「大麦」、「はだか麦」、「とうもろこし」、「脱脂加工大豆」、「小麦」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、「調合みそ」であつて、「米みそ」、「麦みそ」又は「豆みそ」を2種以上混合したものにあつては、「米みそ」、「麦みそ」又は「豆みそ」と記載し、その文字の次に括弧を付して、当該みそに使用した原料の名称を記載すること。

イ 原料及び食品添加物以外の原材料にあつては、「砂糖」、「水あめ」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。

ウ 食品添加物は、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。)第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

(3) 内容量

加工食品品質表示基準第4条第1項第3号の規定にかかわらず、内容重量を、2kg未満のものにあつては300g、500g、1kg又は1.5kgとすることを標準とし、2kg以上のものにあつては1kgの単位の重量とすることを標準とし、単位を明記して記載すること。

(表示禁止事項)

第4条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(3)に掲げる事項については、醸造期間が当該用語の示す期間に満ちている場合は、この限りでない。

(1) 規則別表第1に掲げる添加物を使用したものにあつては、純、純正その他純粋であることを示す用語

(2) 「天然」、「自然」の用語(加温により醸造を促進したものでなく、かつ、規則別表第1に掲げる添加物を使用していないものについての「天然醸造」の用語を除く。)

(3) 醸造期間を示す用語

(4) 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁等が推奨しているものであるかのように誤認させる用語

附 則(平成12年農林水産省告示第1664号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年農林水産省告示第1821号）  
この告示は、公布の日から施行する。